

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇告 示
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業の完了
- 昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
- 昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号の一部改正

告示

鳥取県告示第九百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
大津 医院	倉吉市福吉町 一、三八九の五	昭和四十七年十月二十六日
那岐診療所	八頭郡智頭町大背 一二〇の九	二十五日
篠原 医院	日野郡溝口町長山一七一	十五日
キモト歯科診療所	倉吉市昭和町一七八の一	"
谷口 歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一四一の二	十六日

鳥取県告示第九百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤井 昌史	鳥医第一、七二八号	昭和四十七年十月二十五日

鳥取県告示第九百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡本 公男	鳥医第一、七三一号	昭和四十七年十月二十七日
劉 敏祥	鳥医第一、七三二号	十一月一日

鳥取県告示第九百六号

昭和四十七年十月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（浦安

地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（加勢地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(笠見地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百九号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(国坂東地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(添谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十一号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(溝口地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十二号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良(福島地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、泊共同施行委員長森義雄から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

